

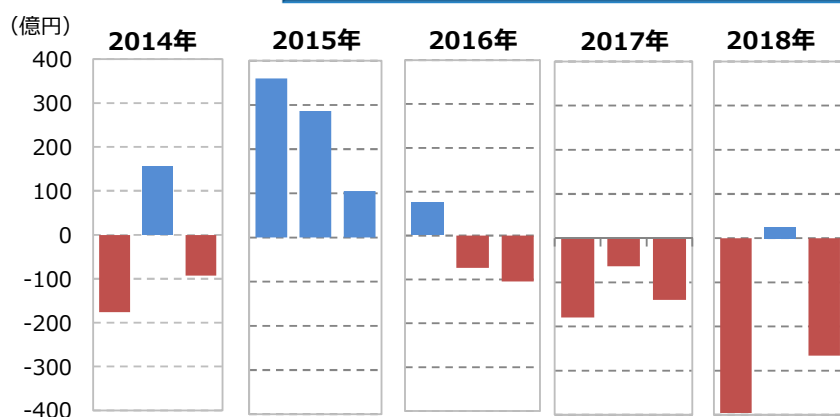
外国人投資家の動向

情報提供資料 2019年4月

Point

- 2014年～2018年度の第1四半期（4月、5月、6月）の外国人投資家の動向は概ね売り越しとなっている。
- 現在高値圏で推移している米国株から分散を図るため、出遅れている日本株に資金が流入する可能性も考えられる。

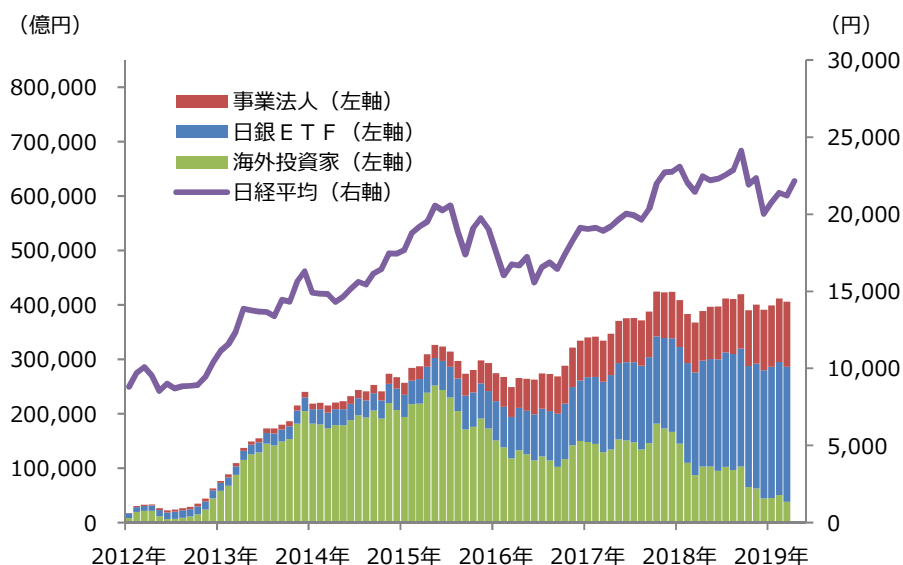
外国人投資家の売買動向※（4月、5月、6月）



※東証二部、マザーズ、ジャスダックの外国人投資家の売買金額の差の合計
【出所】東京証券取引所公表のデータよりSBIアセットマネジメント作成

- ✓ 当ファンドが主要投資対象とする中小型株市場は、外国人投資家の売買動向に左右されてきました。
- ✓ 中小型株市場では、過去5年間4月、5月、6月における外国人投資家の売買動向が、概ね売り越しとなっています。
- ✓ 年初からの中小型株市場における外国人投資家の売買動向も、売り越しが続いています。

日経平均と3主体日本株累計保有額



※期間：2012年1月～2019年3月
【出所】BloombergよりSBIアセットマネジメント作成

- ✓ 外国人投資家の動向には依然として注意が必要です。
- ✓ 一方、2018年以降外国人投資家の日本株式保有額は減少傾向にあります。
- ✓ 2017年同様、高値圏で推移している欧米株から分散を図った投資マネーが、出遅れている日本株に流入する可能性も考えられます。

ご留意事項

投資リスク

本ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」「流動性リスク」「信用リスク」などがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。>

当ファンドに係る費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%(税抜:3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。※消費税率が10%となった場合は3.3%となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
運用管理費用(信託報酬)	年1.8144%(税抜1.68%) ※消費税率が10%となった場合は年1.848%となります。
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額となります。
購入代金	購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。換金手数料はかかりません。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日:平成27年7月10日)
決算日	年2回(原則として1月と7月の各22日。休業日の場合は翌営業日。)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

※お申込みの際には投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。